

特定非営利活動法人WE 2 1 ジャパン・伊勢原

スタッフ給与規定

1. この給与規定は、特定非営利活動法人WE 2 1 ジャパン・伊勢原のスタッフの給与に関する規定である。
2. この規定は、就業規則に基づき、スタッフの給与に関する事項について定めたものである。
3. 給与は時間給とし、神奈川県 lowest賃金に準ずるものとする。
短期のアルバイト勤務に関しては、同様に神奈川県 lowest賃金に準ずることとするが、仕事内容によって、詳細は理事会にて決定することとする。
4. 給与は、毎月 25 日を締め切り日とし、月末に現金にて支払うものとする。
5. 給与計算は、前月の 26 日から当月の 25 日までの期間とする。
6. 交通費は、別途実費を支払うものとする。
7. この給与規定の見直しは、理事会で決定する。

この規定は、2019年4月1日より施行する。

特定非営利活動法人 WE 2 1 ジャパン・伊勢原
理事長 濱田順子

役員報酬

1. 役員報酬は支給しない。

この規定は、2019年4月1日より施行する。

特定非営利活動法人 WE 2 1 ジャパン・伊勢原
理事長 濱田順子